

2019年8月8日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 岡部 勘市



2019年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は8月7日、官民の給与較差にもとづき国家公務員の本俸を387円、0.09%、一時金を0.05月引き上げるなどの2019年人事院勧告を国会と内閣に対して行いました。

官民較差は、月例給、一時金とともに6年連続でプラスとなりましたが、高卒初任給を時給に換算すると897円となり、最賃の全国加重平均にも届かず、初任給が最賃割れをおこす地域が年々増加しています。これでは、優秀な人材確保に影響し、ひいては、良質な公務・公共サービスの安定的運営に支障を及ぼすことにつながります。

住居手当については、手当の支給対象となる家賃額の下限を16,000円に引き上げ、最高支給限度額を28,000円に引き上げるとしました。この改悪の影響は、単身若年層職員に大きいことが想定されます。国策で国家公務員宿舎の削減、使用料引き上げなどが行われてきた経過もふまえれば、このような「見直し」は認められません。

非常勤職員については、夏季休暇が新設されますが、同一労働同一賃金を基本とする均等待遇には、ほど遠いものであり、無給休暇の有給化や生活関連手当の待遇格差是正が求められています。また、更新にかかる公募要件の撤廃や無期転換制度と同様の制度構築についても、触れられていません。

以上のことから、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 賃金の改善等について

- (1) 2019年人事院勧告・報告の取り扱いにあたっては、国公労連との交渉にもとづく合意のもとで決定すること。
- (2) 官民較差に基づく給与・処遇の改善をはかるため、改善部分を早期に実施すること。
- (3) 住居手当について、労働条件の引き下げとなる改悪を行わないこと。

2. 長時間労働の是正について

長時間労働を是正するため、月45時間・年間360時間とする超過勤務の上限規制の徹底とともに、業務量に見合った要員の確保、それぞれの職場実態にあわせた客観的な勤務時間管理の義務化、窓口受付時間設定の制度化、インターバル規制の導入を行うこと。

3. 仕事と家庭の両立支援について

職場実態に則した両立支援制度の拡充をはかるとともに、十分な制度活用ができるよう職場環境を改善すること。

4. 非常勤職員の適切な処遇の確保について

非常勤職員の賃金・休暇制度・生活関連手当等の労働条件改善、恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員の常勤化・定員化、雇用の安定、更新に係る公募要件の撤廃をはかること。

5. 定年の引き上げについて

- (1) 定年年齢の引き上げに関する制度設計にあたっては、雇用と年金の接続を確実なものとし、職員が安心して働き続けることができるものとするよう、退職手当や定員管理などを含めた全体像とスケジュールを示し、国公労連との交渉にもとづく合意のもとで決定すること。
- (2) 再任用について、定員確保を行うなど希望者全員のフルタイム再任用を保障するとともに、給与水準をはじめ、労働条件を改善すること。

6. 労働条件・業務関連予算等について

- (1) 国家公務員等の旅費に関する法律を改正し、移転料、着後手当、扶養親族移転料を実態に合わせて改善すること。
- (2) 災害時における通勤手段の変更や宿泊が必要になった場合などに、自己負担が生じないよう措置を講じるなど、通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。

7. 独立行政法人制度等について

独立行政法人等の賃金決定に対する不当な介入・干渉を行わないこと。

8. 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

ILO勧告を真摯に受け止めて、早急に国公労連との具体的協議を開始して行動計画を策定するなど、憲法とILO勧告に沿った労働基本権の全面回復と民主的公務員制度を確立すること。

以上